

- 県民や地域団体等を対象とした講演会等を開催し、人生の最終段階に向けた、患者やその家族と医療従事者等との話し合い(アドバンス・ケア・プランニング)に関する理解の促進と普及啓発を図ります。

(取組に当たっての協働と役割分担)

在宅医療において積極的役割を担う医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における他の医療機関の支援を行うこと ・患者にとって必要なサービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること ・在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること ・災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと ・療養に必要なサービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ・入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと
在宅医療に必要な連携を担う拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること ・地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでのサービスにまたがる様々な支援を提供するよう、関係機関との調整を行うこと ・関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること ・在宅医療に係る関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県医師会等と連携して関係者への在宅医療推進の県レベルでの働きかけや調整をすること ・保健所による市町村への技術的支援等（医療・介護資源の可視化のための情報提供、郡市医師会等、医療関係団体等との関係構築の支援等）を行うこと ・県民への在宅医療や看取りに関する普及・啓発を行うこと。

【数値目標】

目標項目	現状値 (R5 (2023))	目標値 (R8 (2026))	重点施策 関連
①訪問診療を受けた患者数（人口10万人対）	③4,253.2人	4,627.5人	○
②訪問診療を実施する病院・診療所数（人口10万人対）	②12.9施設	14.3施設	○
③歯科訪問診療を受けた患者数（算定回数） （人口10万人対）	③3,459.1人	3,763.5人	
④歯科訪問診療を実施する診療所・病院数（人口10万人対）	②8.6施設	9.5施設	
⑤訪問口腔衛生指導を受けた患者数（人口10万人対）	②84.6人	93.5人	
⑥訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数 （人口10万人対）	②2.6施設	2.9施設	
⑦訪問薬剤管理指導を実施する薬局数（人口10万人対）	②4.8施設	5.3施設	
⑧24時間対応が可能な訪問看護ステーション数	③107施設	116施設	○
⑨訪問看護ステーションあたりの看護師数（常勤換算後）	③4.8人	5.2人	○

※ 在宅医療の体制に係る数値目標について

- ・ 厚生労働省の「在宅医療の体制構築に係る指針」等を踏まえ、本計画の策定当初においては、令和5（2023）年度末までの在宅医療の整備状況を評価した上で、令和8（2026）年度末における目標値を設定し、中間年での見直しにおいて、令和11（2029）年度末における目標を設定することとします。